

平成 30 年 1 月 5 日

税理士 松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 平成 30 年度税制改正大綱について

平成 29 年 12 月 14 日に平成 30 年度税制改正大綱が発表されました。

1. 個人課税（平成 32 年分以後の所得税について適用）

「働き方改革」を後押しする観点から給与所得控除と年金控除が見直されました。

- ① 年収 850 万円を超える場合の給与所得控除が 195 万円に引き下げられます。
- ② 公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の公的年金等控除について 195 万 5 千円の上限額が設けられます。
- ③ 基礎控除額が現在の 38 万円から 48 万円に引上げとなります。
- ④ 青色申告特別控除が現在の 65 万円から 55 万円に引下げとなります。ただし、e-Tax を使用して提出を行うこと等の要件を満たせば 65 万円の控除となります。

2. 法人課税（平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度）

持続的な賃金上昇の観点から所得拡大促進税制が見直されました。

- ① 青色申告書を提出する中小企業者等が、国内雇用者に給与等を支給する場合において、支給増加割合が 1.5%（現在は 3%）以上であるときは、15%の税額控除が受けられます。さらに教育訓練費の額の増加割合が 10%以上であること等の一定の要件を満たせば 25%の税額控除が受けられます。

3. 資産課税

富裕層への課税を強化し、課税逃れを防止する内容が盛り込まれました。

- ① 小規模宅地の特例の適用対象者である、家を持っていない人（家なき子）の範囲から下記の者を除外しました。（平成 30 年 4 月 1 日～）
  - イ 相続開始前 3 年以内に、その者の 3 親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
  - ロ 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者
- ② 一般社団法人・一般財団法人に財産の贈与等をする場合において、贈与税等の負担を不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件のうち、いずれかを満たさない場合には贈与税等が課税されます。（平成 30 年 4 月 1 日～）

4. その他

その他に下記のような税制改正が発表されています。

- ① 納税猶予対象の株式を取得した場合の課税価格に対応する贈与税又は相続税の納税猶予割合が現在の 80%から 100%に引き上げられます。（平成 30 年 1 月 1 日～平成 39 年 12 月 31 日）
- ② 国際観光旅客税（仮称）（平成 31 年 1 月 7 日～）  
日本から出国する際に 1 回につき 1,000 円が徴収されます。
- ③ たばこ税（平成 30 年 10 月 1 日～）  
紙巻きたばこは段階的に 3 年間をかけて増税となり、加熱式たばこも 5 年間をかけて増税となります。